

平成18年7月7日
農 林 水 産 省

生鮮食品の品質表示実施状況調査等の結果について（平成17年度）

農林水産省では、全国で販売されている生鮮食品の品質表示について、表示が適切に行われているかを日常的に調査しています。

この調査は、小売店舗における表示状況と中間流通業者が行っている表示状況について、商品の表示の確認に加えて、伝票等の根拠書類の確認により行っているものです。

今回、本調査について平成17年度の結果をとりまとめましたので公表します。

なお、これらの調査を通じて表示違反の疑義があった場合には、立入検査や任意検査を行い、JAS法に基づく指示・公表等の措置を適切に講じたところです。

調査結果の概要

1 小売店舗における生鮮食品の表示実施状況調査

農畜水産物（米穀を除く）の表示実施状況

調査実施小売店舗数 36,941店舗【16年度：35,738店舗】

ア 「名称」の表示

- ・全商品に表示していた店舗数 31,486店舗（85.2%）
【16年度：28,607店舗（80.0%）】
- ・表示率80%未満の店舗数 1,570店舗（4.3%）
【16年度：2,248店舗（6.3%）】

イ 「原産地」の表示

- ・全商品に表示していた店舗数 28,891店舗（78.2%）
【16年度：25,126店舗（70.3%）】
- ・表示率80%未満の店舗数 2,586店舗（7.0%）
【16年度：3,850店舗（10.8%）】

販売商品数 5,194,839商品【16年度：5,087,600商品】

- ・「名称」の表示がなかったもの 40,720商品（0.8%）
【16年度：59,675商品（1.2%）】
- ・「原産地」の表示がなかったもの 81,644商品（1.6%）
【16年度：133,184商品（2.6%）】

米穀の表示実施状況

調査実施小売店舗数 21,289店舗【16年度：21,519店舗】

販売商品数 366,053商品【16年度：353,816商品】

- ・表示項目のいずれかについて欠落があったもの 1,184商品（0.3%）
【16年度：2,360商品（0.7%）】

(主な欠落項目は以下のとおり。)	
・「原料玄米」の表示がなかったもの	776商品 (0.2%)
【16年度 :	1,462商品 (0.4%)】
・「精米年月日」の表示がなかったもの	733商品 (0.2%)
【16年度 :	1,618商品 (0.5%)】

小売店舗における表示欠落商品に係る 追跡調査の対象となった中間流通業者 の事業所数	276事業所 (2,410商品)
【16年度 :	361事業所 (3,236商品)】
・表示項目のいずれかについて欠落があったもの	472商品 (19.6%)
【16年度 :	688商品 (21.3%)】

(主な欠落項目は以下のとおり。)	
・「原料玄米」の表示がなかったもの	301商品 (12.5%)
【16年度 :	374商品 (11.6%)】
・「精米年月日」の表示がなかったもの	323商品 (13.4%)
【16年度 :	610商品 (18.9%)】

(注) なお、本追跡調査の結果は、小売店舗において表示の欠落があった商品についてのみ中間流通業者を対象として調査したものであり、中間流通業者における表示状況全体の傾向を示すものではない。

名称及び原産地(水産物にあっては、「解凍」及び「養殖」を含む。)の表示の真正性の確認

都道府県単位で、毎月、農産物、畜産物及び水産物それぞれ1品目ずつ及び地方農政局等单位で、毎月、農産物、畜産物又は水産物から1品目を調査

調査実施小売店舗数	35,793店舗
【16年度 :	35,738店舗】
調査対象商品数	177,047商品
【16年度 :	97,080商品】

調査の結果

- ・不適正な名称又は原産地の表示が
みられたもの 144店舗 (0.4%)、191商品 (0.1%)
【16年度 : 43店舗 (0.1%)、60商品 (0.1%)】
- ・なお、水産物における「解凍」又は「養殖」の表示の欠落があったものは、水産物の真正性確認調査対象商品38,709商品のうち134商品(0.3%)であった。

牛肉の名称及び原産地の表示の根拠確認

調査実施小売店舗数	17,865店舗
【16年度 :	16,492店舗】
調査対象商品数	295,939商品
【16年度 :	273,240商品】

調査の結果

- ・不適正な名称又は原産地の表示が
みられたもの 17店舗 (0.1%)、61商品 (0.0%)
【16年度 : 16店舗 (0.1%)、57商品 (0.0%)】

2 中間流通業者における生鮮食品の表示実施状況調査

表示状況を調査した中間流通業者数	5,031事業所
【16年度：	3,641事業所】
調査対象商品数	103,778商品
【16年度：	85,203商品】

一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所数 84事業所(1.7%)、2,315商品(2.2%)
【16年度：108事業所(3.0%)、1,690商品(2.0%)】

名称及び原産地(水産物にあつては、「解凍」及び「養殖」を含む。)の表示の真正性を確認した結果

不適正な名称又は原産地の表示がみられたもの	45商品(0.04%)
【16年度：	0商品(0%)】
表示の真正性の確認がとれなかったもの	3,814商品(3.7%)
【16年度：	2,448商品(2.9%)】

3 有機農産物等の表示実施状況調査

小売店舗調査

「有機」等の表示又は「農薬不使用」等の表示の調査対象店舗数等	
ア) 調査対象店舗数	7,792店舗【16年度：4,300店舗】
イ) 調査商品数	44,524商品【16年度：13,590商品】

「有機」等の表示調査の実施状況

ア) 「有機」等の表示がされた農産物を販売していた店舗数	4,966店舗
【16年度：	4,300店舗】
うち有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していた店舗数	93店舗(1.9%)
【16年度：	127店舗(3.0%)】
イ) 「有機」等の表示がされていた農産物	16,623商品
【16年度：	13,590商品】
うち有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物	148商品(0.9%)
【16年度：	198商品(1.5%)】

中間流通業者等への遡及調査

小売店舗で確認した有機JASマーク及び「農薬不使用」等の表示のある農産物を当該小売店舗に納入した中間流通業者又は生産業者、計1,114事業者に対する遡及調査を行った結果、確認された不適正表示の事業者数は次のとおりである。

不適正な有機JASマークの貼付を行った者	1認定事業者
事実と異なる「農薬不使用」等の表示を行った者	18事業者

残留農薬分析

有機JASマークのある農産物317点、農薬を使用せずに栽培した旨の表示のある農産物183点、合計500点を小売店で買上げ、独立行政法人農林水産

消費技術センターが残留農薬分析を実施した結果、6点から残留農薬が検出された。このため、遡及調査を実施し、原因を調査した。

残留農薬が検出された原因

農薬を使用して栽培されていたもの	1点
ほ場の周辺で使用された農薬の飛来等によるもの	3点
どの過程で農薬が付着したのか特定できなかったもの	2点

4 米のDNA品種判別調査

米穀については、表示された品種の真正性を確認するため、年間を通じて計画的に買い上げた袋詰精米について、DNA分析を活用した品種判別を実施した。

全国の米穀専門店及び量販店から購入した精米点数	593点 (593社)
【16年度：	550点 (550社)】
表示と異なる品種混入の可能性が認められた商品数	139点 (23.4%)
【16年度：	77点 (14.0%)】

5 不適正な表示への対応状況

小売店舗等における生鮮食品の表示実施状況調査の結果、原産地表示等に不適正な表示が認められた18業者に対し、JAS法に基づく指示を行うとともにその旨を公表した。

有機JASマークを不正使用した1件の認定事業者に対しては、JAS法に基づく認定取消処分を行うため、聴聞を開催することとしたところ(公表)当該認定事業者は、自ら認定事業者の業務を廃止した。

また、不適正な「農薬不使用」等の表示の実施した2事業者に対しては、指示を行うとともにその旨を公表した。

このほか、表示の欠落や軽微な不適正表示に対しては、その場で当該表示の改善指導を行い、後日、不適正表示の程度に応じて文書による改善指導等を行った。また、小売店舗等からの改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行った。

問い合わせ先：農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 食品表示・規格監視室
担 当：小林、高崎、田中
電 話：03-3502-8111(内線 3281、3283、3285) 03-3502-7804(夜間直通)

生鮮食品の品質表示実施状況調査等の結果（平成17年度）

実施機関 地方農政局、地方農政事務所及び沖縄総合事務局
調査期間 平成17年4月～平成18年3月

生鮮食品の表示実施状況調査の結果

生鮮食品については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、「名称」及び「原産地」の表示（水産物にあつては、これに加えて、水産物品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第516号）により、冷凍したものを解凍したものである場合の「解凍」、養殖されたものである場合の「養殖」の表示。また、米穀にあつては、玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）により、「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」及び「販売者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」の表示）が義務付けられている。

このため、農林水産省では、平成15年4月より、全国の小売店舗において販売されている生鮮食品を対象として、これらの表示が適切に行われているかについて日常的な調査を行っている。

また、平成16年度からは、従来からの小売店舗への調査に加え、小売店舗が適切な食品表示を行うためには、中間流通業者が生鮮食品に適切に表示を行うことが必要不可欠であることから、中間流通業者が行っている表示の状況について調査を実施している。

1 調査概要

小売店舗における生鮮食品の表示実施状況調査
調査対象 : 38,354店舗（5,560,892商品）
【16年度：37,176店舗（5,441,416商品）】

調査内容 : (ア) 「名称」及び「原産地」（水産物にあつては、「解凍」及び「養殖」を含む。米穀にあつては、「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「精米年月日」及び「販売者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」）の表示状況
(イ) 名称及び原産地の表示の真正性の確認
(ウ) 牛肉の名称及び原産地の表示の根拠確認

中間流通業者における生鮮食品の表示実施状況調査
調査対象 : 5,031事業所（103,778商品）
【16年度：3,641事業所（85,203商品）】

調査内容 : (ア) 「名称」及び「原産地」（水産物にあつては、「解凍」、「養殖」を含む。）の表示状況
(イ) 名称及び原産地の表示の真正性の確認

2 小売店舗における生鮮食品の表示実施状況調査結果

米穀を除く農畜水産物における店舗単位での表示実施状況

平成17年度の調査対象となった小売店舗38,354店舗【16年度：37,176店舗】のうち、米穀を除く農畜水産物を販売していた36,941店舗【16年度：35,738店舗】における「名称」及び「原産地」の表示実施状況は表1のとおりである。

「名称」の表示については、全商品に表示していた店舗は31,486店舗（85.2%）【16年度：28,607店舗（80.0%）】、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は1,570店舗（4.3%）【16年度：2,248店舗（6.3%）】であった。

「原産地」の表示については、全商品に表示していた店舗は28,891店舗（78.2%）【16年度：25,126店舗（70.3%）】、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は2,586店舗（7.0%）【16年度：3,850店舗（10.8%）】であった。

表1 店舗単位でみた表示実施状況（米穀を除く農畜水産物）

調査年度	表示事項名	調査対象店舗数	販売商品数に対する表示実施率									
			すべての商品に表示		80～99%の商品に表示		40～79%の商品に表示		40%未満の商品に表示		表示が全くなし	
			店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%	店舗数	%
17年度	名称	36,941	31,486	85.2	3,885	10.5	1,310	3.5	207	0.6	53	0.1
	原産地	36,941	28,891	78.2	5,464	14.8	2,002	5.4	429	1.2	155	0.4
16年度	名称	35,738	28,607	80.0	4,883	13.7	1,804	5.0	340	1.0	104	0.3
	原産地	35,738	25,126	70.3	6,762	18.9	2,870	8.0	707	2.0	273	0.8

米穀を除く農畜水産物における商品単位での表示実施状況

平成17年度の調査対象店舗で販売されていた5,560,892商品【16年度：5,441,416商品】のうち、米穀を除く農畜水産物に該当する5,194,839商品【16年度：5,087,600商品】についての「名称」及び「原産地」の表示実施状況は表2のとおりである。

「名称」の表示がなかったものは40,720商品（0.8%）【16年度：59,675商品（1.2%）】、「原産地」の表示がなかったものは81,644商品（1.6%）【16年度：133,184商品（2.6%）】であった。

品目別で「名称」の欠落率が最も高かった品目は野菜で、2,086,558商品【16年度：2,030,888商品】のうち25,095商品（1.2%）【16年度：36,038商品（1.8%）】に欠落がみられた。

また、「原産地」の欠落率が最も高かった品目は果物で、773,215商品【16年度：753,783商品】のうち16,442商品（2.12%）【16年度：27,292商品（3.6%）】に欠落がみられた。

表2 商品単位でみた表示欠落状況（米穀を除く農畜水産物）

調査年度	品目	調査商品数	名 称		原 産 地	
			欠 落 数	%	欠 落 数	%
17年度	農産物	2,086,558	25,095	1.2	43,215	2.1
	野菜	773,215	7,642	1.0	16,442	2.1
	果物	161,001	1,152	0.7	1,377	0.9
	畜産物	1,311,299	864	0.1	4,801	0.4
	水産物	862,766	5,967	0.7	15,809	1.8
	品目計	5,194,839	40,720	0.8	81,644	1.6
16年度	農産物	2,030,888	36,038	1.8	65,909	3.2
	野菜	753,783	11,043	1.5	27,292	3.6
	果物	152,872	1,907	1.2	2,492	1.6
	畜産物	1,288,245	1,749	0.1	10,170	0.8
	水産物	861,812	8,938	1.0	27,321	3.2
	品目計	5,087,600	59,675	1.2	133,184	2.6

米穀における表示実施状況

平成17年度の調査対象となった38,354店舗【16年度：37,176店舗】のうち、米穀を販売していた21,289店舗【16年度：21,519店舗】の表示実施状況は表3のとおりである。

米穀に該当する366,053商品【16年度：353,816商品】について、表示項目のいずれかの項目に表示欠落があったものは1,184商品（0.3%）【16年度：2,360商品（0.7%）】であった。

このうち、「原料玄米」の表示がなかったものは776商品（0.2%）【16年度：1,462商品（0.4%）】、「精米年月日」の表示がなかったものは733商品（0.2%）【16年度：1,618商品（0.5%）】であった。（表3）

表3 商品単位でみた表示欠落状況(米穀 小売店舗)

調査年度	調査店舗数	調査商品数	表示欠落商品数	表示項目別欠落商品数				
				名称	原料玄米	内容量	精米年月日	販売者の氏名等
17年度	21,289	366,053	1,184 (0.3%)	237 (0.1%)	776 (0.2%)	184 (0.1%)	733 (0.2%)	408 (0.1%)
16年度	21,519	353,816	2,360 (0.7%)	464 (0.1%)	1,462 (0.4%)	377 (0.1%)	1,618 (0.5%)	629 (0.2%)

注：表示欠落がある商品には、複数の表示項目が欠落しているものがある。

小売店舗で販売されていた米穀のうち、当該小売店舗が表示責任者となっていない商品であって、表示欠落があった商品については、中間流通業者（276事業所）【16年度：361事業所】に対し遡及調査を実施し、取り扱っている商品の表示状況を調査した。

その結果、当該事業所が取り扱っている2,410商品【16年度：3,236商品】のうち、表示項目のいずれかの項目について欠落があったものは、472商品（19.6%）【16年度：688商品（21.3%）】であった。

このうち、「原料玄米」の表示がなかったものは301商品（12.5%）【16年度：374商品（11.6%）】、「精米年月日」の表示がなかったものは323商品（13.4%）【16年度：610商品（18.9%）】であった。（表4）

なお、本遡及調査の結果は、小売店舗において表示の欠落があった商品についてのみ中間流通業者を対象として調査したものであり、中間流通業者における表示状況全体の傾向を示すものではない。

表4 商品単位でみた表示欠落状況(米穀 中間流通業者)

調査年度	調査事業者数	調査商品数	表示欠落商品数	表示項目別欠落商品数				
				名称	原料玄米	内容量	精米年月日	販売者の氏名等
17年度	276	2,410	472 (19.6%)	71 (2.9%)	301 (12.5%)	37 (1.5%)	323 (13.4%)	130 (5.4%)
16年度	361	3,236	688 (21.3%)	79 (2.4%)	374 (11.6%)	65 (2.0%)	610 (18.9%)	145 (4.5%)

注：表示欠落がある商品には、複数の表示項目が欠落しているものがある。

名称及び原産地の表示の真正性の確認(表5)

地方農政局等において、平成16年4月より、都道府県単位で、毎月、農産物、畜産物及び水産物それぞれに1品目ずつを調査対象品目として定めたことに加えて、17年4月より、地方農政局等単位で、毎月、農産物、畜産物又は水産物から1品目を調査対象品目として定め、小売店舗における名称、

原産地等の表示根拠を仕入伝票、容器・包装等により確認を行っている。

平成17年度の調査対象となった小売店舗35,793店舗【16年度：35,738店舗】の177,047商品【16年度：97,080商品】について表示の真正性の確認調査を実施した結果、表示の欠落を除く不適正な名称又は原産地の表示が144店舗（0.4%）【16年度：43店舗（0.1%）】、191商品（0.11%）【16年度：60商品（0.06%）】でみられた。

なお、水産物における「解凍」又は「養殖」の表示の欠落があったものは、38,709商品のうち134商品（0.3%）であった。

表5 小売店舗における表示の真正性の確認状況

調査年度	品目	調査対象商品数	不適正表示等商品数
17年度	農産物	81,030	83 (0.10%)
	畜産物	57,308	37 (0.06%)
	水産物	38,709	71 (0.18%)
	計	177,047	191 (0.11%)
16年度	農産物	37,643	15 (0.04%)
	畜産物	39,164	6 (0.02%)
	水産物	20,273	39 (0.19%)
	計	97,080	60 (0.06%)

注：平成16年度の不適正表示等商品数は、調査当日において不適正な名称又は原産地の表示と確認されたもののみであり、後日不適正と確認されたものは含んでいない。

牛肉の名称及び原産地の表示の根拠確認(表6)

平成15年12月の米国におけるBSE（牛海綿状脳症）の発生を受け、生鮮食品の表示実施状況調査の一環として牛肉の名称及び原産地の表示の根拠確認を実施している。

平成17年度の調査対象となった小売店舗17,865店舗【16年度：16,492店舗】の295,939商品【16年度：273,240商品】について、名称及び原産地の表示の根拠を確認した結果、表示の欠落を除く不適正な名称又は原産地の表示が17店舗（0.10%）【16年度：16店舗（0.10%）】、61商品（0.02%）【16年度：57商品（0.02%）】についてみられた。

表6 牛肉の原産地表示等の根拠確認状況

調査年度	調査店舗数	調査店舗数		調査商品数	調査商品数	
		適正表示店舗数	不適正表示店舗数		適正表示商品数	不適正表示商品数
17年度	17,865	17,848 (99.90%)	17 (0.10%)	295,939	295,878 (99.98%)	61 (0.02%)
16年度	16,492	16,476 (99.90%)	16 (0.10%)	273,240	273,183 (99.98%)	57 (0.02%)

不適正な表示への対応状況

小売店舗等における生鮮食品の表示実施状況調査の結果、原産地表示に不適正な表示が認められた18業者に対し、JAS法に基づく指示と指示を行った旨の公表を行った（国による8業者及び都道府県による10業者）。

このほか、表示の欠落や名称、原産地等の軽微な不適正表示が認められた場合には、その場で当該表示の改善指導を行い、後日、表示の欠落や不適正表示の程度に応じて文書による改善指導等を行った。また、これらの小売店舗からの改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行っている。

3 中間流通業者における生鮮食品の表示実施状況調査結果

事業所単位での表示実施状況

平成17年度の調査対象となった中間流通業者5,031事業所【16年度：3,641事業所】のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所は84事業所（1.7%）【16年度：108事業所（3.0%）】であった。

なお、「農産物」、「畜産物」、「水産物」別の中間流通業者の小売店舗への表示実施状況は表7のとおりである。

「農産物」を取り扱っている2,218事業所【16年度：1,583事業所】のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所は32事業所（1.4%）【16年度：20事業所（1.3%）】であった。

「畜産物」を取り扱っている1,239事業所【16年度：43事業所】のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所は16事業所（1.3%）【16年度：7事業所（16.3%）】であった。

「水産物」を取り扱っている1,687事業所【16年度：2,017事業所】のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落がみられた事業所は38事業所（2.3%）【16年度：81事業所（4.0%）】であった。

表7 小売店舗への表示実施状況

調査年度	品目	調査対象事業所数	すべての商品に表示していた事業所数		一部の商品に表示欠落がみられた事業所数	
			数	(%)	数	(%)
17年度	農産物	2,218	2,186	(98.6%)	32	(1.4%)
	畜産物	1,239	1,223	(98.7%)	16	(1.3%)
	水産物	1,687	1,649	(97.7%)	38	(2.3%)
	計	5,144	5,058	(98.3%)	86	(1.7%)
16年度	農産物	1,583	1,563	(98.7%)	20	(1.3%)
	畜産物	43	36	(83.7%)	7	(16.3%)
	水産物	2,017	1,936	(96.0%)	81	(4.0%)
	計	3,643	3,535	(97.0%)	108	(3.0%)

(注)1 複数の品目を扱っている事業所があるため、調査対象事業所数計と調査対象となった中間流通業者数(5,031事業所)とは一致しない。

2 一部の商品に表示欠落がみられた事業所数は、それぞれの品目毎の表示欠落事業所であるため、一部の商品に名称又は原産地の表示がみられた事業所数(84事業所)とは一致しない。

商品単位での表示実施状況

平成17年度の調査対象となった中間流通業者が取り扱っている103,778商品【16年度：85,203商品】のうち、2,315商品（2.2%）【16年度：1,690商品（2.0%）】について名称又は原産地の表示欠落がみられた。

なお、「農産物」、「畜産物」、「水産物」別にみた商品の表示状況は表8のとおりである。

「農産物」において60,401商品【16年度：47,934商品】のうち、名称又は原産地の表示の欠落がみられたものは1,334商品（2.2%）【16年度：644商品（1.3%）】であった。

「畜産物」において21,692商品【16年度：1,084商品】のうち、名称又は原産地の表示の欠落がみられたものは325商品（1.5%）【16年度：9商品（0.8%）】であった。

「水産物」において21,685商品【16年度：36,185商品】のうち、名称又は原産地の表示の欠落がみられたものは656商品（3.0%）【16年度：1,037商品（2.9%）】であった。

表8 商品単位でみた表示欠落商品状況

調査年度	品目	調査商品数	表示欠落商品数	
			数	割合
17年度	農産物	60,401	1,334	(2.2%)
	畜産物	21,692	325	(1.5%)
	水産物	21,685	656	(3.0%)
	計	103,778	2,315	(2.2%)
16年度	農産物	47,934	644	(1.3%)
	畜産物	1,084	9	(0.8%)
	水産物	36,185	1,037	(2.9%)
	計	85,203	1,690	(2.0%)

名称及び原産地等の表示の真正性の確認(表9)

平成17年度の調査対象となった中間流通業者5,031事業所【16年度：3,641事業所】の103,778商品【16年度：85,203商品】について表示の確認調査を実施した結果、表示の欠落を除く不適正な名称又は原産地の表示が4事業所(0.08%)、45商品(0.04%)【16年度：0店舗、0商品】でみられた。

また、原産地名が仕入伝票や容器・包装に表示がされていなかったため口頭による確認のみで表示していたなど、表示の真正性の確認がとれなかったものが3,814商品(3.7%)【16年度：2,448商品(2.9%)】あった。

なお、水産物における「解凍」又は「養殖」の表示の欠落はみられなかった。

表9 中間流通業者における表示の真正性の確認状況

調査年度	品目	調査商品数	確認商品数		確認がとれなかった商品数
			数	割合	
17年度	農産物	60,401	58,679	(97.1%)	1,722
	畜産物	21,692	21,220	(97.8%)	472
	水産物	21,685	20,065	(92.5%)	1,620
	計	103,778	99,964	(96.3%)	3,814
16年度	農産物	47,934	47,127	(98.3%)	807
	畜産物	1,084	1,070	(98.7%)	14
	水産物	36,185	34,558	(95.5%)	1,627
	計	85,203	82,755	(97.1%)	2,448

名称又は原産地の欠落表示への対応状況

小売店舗へ販売する商品に名称、原産地等の表示が欠落している場合は、その場で当該表示の改善指導を行い、後日、表示の欠落の程度に応じて文書による改善指導等を行った。また、中間流通業者からの改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行っている。

有機農産物等の表示実施状況調査の結果

有機農産物については、JAS法により、有機JASマークが表示されている場合に限り「有機」や「オーガニック」等の表示(以下「有機」等の表示)を行うことができることとされている。

また、農薬や化学肥料を使用せず、又は削減して栽培した農産物の表示(以下「農薬不使用」等の表示)については、農林水産省において、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインを定め、その表示の適正化を図っているところである。

このため、農林水産省では、生鮮食品の表示実施状況調査にあわせて、全国の小売店舗において販売されている有機農産物の「有機」等の表示及び「農薬不使用」等の表示が適切に行われているかの調査、中間流通業者等に対する表示内容の根拠を確認するための遡及調査及び残留農薬分析を行った。

1 調査の概要

調査対象 : 7,792店舗 (44,524商品)
 【16年度 : 4,300店舗 (13,590商品)】

調査内容 : (ア) 「有機」、「オーガニック」等の表示及び有機JASマーク表示状況
 (イ) 特別栽培農産物に係る「農薬不使用」等の表示状況

2 小売店舗調査結果

調査の概況

生鮮食品の表示実施状況調査を実施した小売店舗のうち、「有機」等の表示のある農産物や、「農薬不使用」等の表示のある農産物を販売していた7,792店舗における表示実施状況は表10のとおりである。

表10 小売店舗で確認した「有機」等・「農薬不使用」等の表示のある農産物の商品数

調査年度	品目	調査項目		
		「有機」等の表示のあるもの	「農薬不使用」等の表示のあるもの	計
17年度	野菜	12,475	16,833	29,308
	果実	2,253	1,638	3,891
	米	1,142	5,823	6,965
	その他	753	3,607	4,360
	計	16,623	27,901	44,524

(注) 「農薬不使用」等の表示調査は、平成17年度から実施

「有機」等の表示及び有機JASマークの表示実施状況
 「有機」等の表示のある農産物を販売していた4,966店舗の表示状況は表11のとおりである。

店舗単位でみた表示実施状況

ア) 有機JASマークが付された上で「有機」等の表示がされていた農産物を販売していたのは4,873店舗 (98.1%) 【16年度 : 4,173店舗 (97.0%)】、有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していた93店舗 (1.9%) 【16年度 : 127店舗 (3.0%)】であった。

イ) 有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していた店舗のうち、有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていたのは86店舗 (1.7%) 【16年度 : 122店舗 (2.8%)】、店頭で「有機」等の表示をする際に有機JASマークの掲示が欠落していたものは7店舗 (0.1%) 【16年度 : 5店舗 (0.1%)】であった。

表11 店舗単位でみた表示実施状況

17年度	有機JASマークを付した上で「有機」等の表示がされていた農産物を販売	4,873	(98.1%)
	有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売	93	(1.9%)
	店頭で「有機」等の表示をする際に、有機JASマークの掲示を忘れていた	7	(0.1%)
	有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていた	86	(1.7%)
合計		4,966	(100.0%)
16年度	有機JASマークを付した上で「有機」等の表示がされていた農産物を販売	4,173	(97.0%)
	有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売	127	(3.0%)
	店頭で「有機」等の表示をする際に、有機JASマークの掲示を忘れていた	5	(0.1%)
	有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていた	122	(2.8%)
合計		4,300	(100.0%)

商品単位でみた表示実施状況

調査対象店舗で販売されていた「有機」等の表示がされていた農産物16,623商品【16年度：13,590商品】のうち、有機JASマークを付した上で「有機」等の表示がされていた農産物は16,475商品（99.1%）【16年度：13,392商品（98.5%）】、有機JASマークなしに「有機」等の表示がされた不適正な表示であった農産物は148商品（0.9%）【16年度：198商品（1.5%）】であった。（表12）

表12 商品単位でみた表示実施状況

	品目	調査対象となった農産物の商品数		
			うち有機JASマークがないもの	
17年度	野菜	12,475 (651)	100 (1)	0.8% (0.2%)
	果実	2,253 (2,016)	28 (8)	1.2% (0.4%)
	米穀	1,142 (25)	19 (0)	1.7% (0.0%)
	その他農産物	753 (81)	1 (1)	0.1% (1.2%)
	合計	16,623 (2,773)	148 (10)	0.9% (0.4%)
16年度	野菜	10,429 (270)	128 (2)	1.2% (0.7%)
	果実	1,839 (1,682)	34 (6)	1.8% (0.4%)
	米穀	877 (1)	26 (0)	3.0% (0.0%)
	その他農産物	445 (82)	10 (6)	2.2% (7.3%)
	合計	13,590 (2,035)	198 (14)	1.5% (0.7%)

注：下段（ ）書は、輸入農産物の商品数であり内数である。

不適正な「有機」等の表示の実施者の状況
有機JASマークなしに「有機」等の表示がされた農産物を販売していた者を業者別にみると、表13のとおりである。

表13 業者別の不適正な「有機」等の表示の実施者数

調査年度	業者	不適正な「有機」等の表示の実施者数	割合
17年度	小売業者	45	(47.9%)
	中間流通業者	9	(9.6%)
	生産出荷者	40	(42.6%)
	合計	94	(100.0%)
16年度	小売業者	55	(42.3%)
	中間流通業者	8	(6.2%)
	生産出荷者	67	(51.5%)
	合計	130	(100.0%)

指導状況

有機JASマークなしに「有機」等の表示がされた農産物を販売していた店舗等に対しては、その場で当該表示の除去、抹消を指導するとともに、当該不適正な表示の実施者である小売業者、中間流通業者又は生産出荷者に対しては、後日、文書による改善指導等を行った。さらに、表示責任者から改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行っている。

3 中間流通業者及び生産業者に対する遡及調査の概況

小売店舗で確認した有機JASマーク及び「農薬不使用」等の表示のある農産物から一部を選定し、これら商品を当該小売店舗に納入した中間流通業者又は生産業者に対する遡及調査を行い、これらの商品の表示内容の根拠を確認した。（表14）

表14 遡及調査対象事業者数

調査年度	遡及調査数		
	中間流通業者	生産業者	計
17年度	359 (24)	755 (139)	1,114 (163)

- (注)1 「農薬不使用」等の表示調査は、平成17年度から実施
 2 遡及調査についても平成17年度から実施
 3 括弧内は、有機JASの認定事業者であり、内数である。

不適正な有機JASマークに対する措置の状況

有機JASマークの付された農産物に係る遡及調査を対象に実施したところ、1認定事業者（認定生産行程管理者兼認定小分け業者）において、格付が行われていない農産物に対する不適正な有機JASマークの貼付が認められた。

このため、当該認定事業者に対して、JAS法に基づく認定取消処分を行うため、聴聞を開催することとしたところ（公表）、当該認定事業者は、自ら認定事業者の業務を廃止した。

不適正な「農薬不使用」等の表示に対する措置の状況

「農薬不使用」等の表示が付された農産物に係る遡及調査を実施したところ、小売店6店舗、中間流通業者9事業所及び生産業者3農家等において、不適正な「農薬不使用」等の表示が認められた。

不適正な表示の実施者に対しては、JAS法に基づく指示（公表）等の措置を実施した。（表15）

表15 不適正な「農薬不使用」等の表示に対する措置の状況

		不適正な事業者数	措置の状況	
			指示・公表	指導
小売店舗	広域業者	0	0	0
	県域業者	6 (1)	0 (0)	6 (1)
	計	6 (1)	0 (0)	6 (1)
中間流通業者	広域業者	3	1	2
	県域業者	6	1	5
	計	9	2	7
生産業者	広域業者	0	0	0
	県域業者	3	0	3
	計	3	0	3
合計		18	2	16

- (注) 括弧内は、残留農薬分析により判明したものであり、内数である。

4 残留農薬分析の実施状況

有機JASマークのある農産物317点、農薬を使用せずに栽培した旨の表示のある農産物183点、合計500点を小売店で買上げ、独立行政法人農林水産消費技術センターが残留農薬を分析した結果、6点から残留農薬が検出された。（表16）

表16 残留農薬分析実施点数及び残留農薬検出件数

		野菜	果実	米	その他	計
有機JASマーク	国産品	186 (1)	3	29	0	218 (1)
	輸入品	20	76	3	0	99
	小計	206 (1)	79 (0)	32 (0)	0 (0)	317 (1)
農薬を使用せずに栽培した旨の表示	国産品	147 (4)	1	19	1	168 (4)
	輸入品	5	10 (1)	0	0	15 (1)
	小計	152 (4)	11 (1)	19 (0)	1 (0)	183 (5)
合計	国産品	333 (5)	4 (0)	48 (0)	1 (0)	386 (5)
	輸入品	25 (0)	86 (1)	3 (0)	0 (0)	114 (1)
	小計	358 (5)	90 (1)	51 (0)	1 (0)	500 (6)

(注) 括弧内は、残留農薬が検出された点数であり、内数である。

このため、残留農薬が検出された農産物を販売していた小売店舗、中間流通業者及び生産業者に対する調査を行い、農産物に農薬が残留していた原因を確認した。

原因調査の結果、表示内容と異なり、農薬を使用して栽培されていたものが1点、ほ場の周辺で使用された農薬の飛来等によるものが3点、どの過程で農薬が付着したのか特定できなかったものが2点であった。(表17)

表17 残留農薬が検出された原因

原因	表示	点数:品目等
表示内容と異なり、農薬を使用して栽培されていたもの	農薬を使用せずに栽培した旨の表示	1点:野菜(国産品)
ほ場の周辺で使用された農薬の飛来等によるもの	農薬を使用せずに栽培した旨の表示	3点:野菜(国産品)
どの過程で農薬が付着したのか特定できなかったもの	農薬を使用せずに栽培した旨の表示	1点:果実(輸入品)
	有機JASマーク	1点:野菜(国産品)

(注) ほ場段階で農薬が付着したと認められたが、ほ場の周辺で使用された農薬の飛来等によるもの3点については、当該農薬が付着した農産物の生産業者に対して、周辺からの農薬の飛来等による農薬付着の防止の措置の徹底について指導が行われた。

これらのうち、実際の栽培方法と異なった不適正な表示の実施者1事業者に対して、表示の改善指導が行われ、ほ場段階での農薬の付着が認められた生産業者3農家等に対して、周辺からの農薬の飛来等による農薬付着の防止の措置の徹底についての指導が行われた。

米のDNA品種判別調査の結果

米については、国民の主食としての位置付け、銘柄米志向の更なる進行、最近における精米の不正表示の顕在化等を背景に、米の品質表示の真正性の確保に対する消費者の関心は、引き続き高い状況にある。

このため、年間を通じた適正表示に向けた監視体制を継続するために、DNA分析を活用した品種判別調査を実施しているところであり、平成17年度の結果を以下のとおり取りまとめた。

1 DNA品種判別調査の実施状況

本調査の実施に当たっては、全国の米穀専門店を含む食品の小売販売店から精米593点【16年度：550点】を買い上げてDNA分析を行った結果、うち139点

(23.4%)【16年度：77点(14.0%)】に表示と異なる品種が混入(以下「異品種混入」という。)している疑いのある反応がみられた。(表18)

表18 品種判別の実施状況

品種区分	17年度			16年度		
	判別実施点数等	判別結果		判別実施点数等	判別結果	
		混入認めず	混入の疑義		混入認めず	混入の疑義
コシヒカリ	293点	248点	45点	367点	320点	47点
あきたこまち	96点	64点	32点	72点	55点	17点
ひとめぼれ	74点	59点	15点	63点	55点	8点
ヒノヒカリ	39点	29点	10点	20点	18点	2点
はえぬき	14点	10点	4点	12点	12点	0点
キヌヒカリ	13点	7点	6点	5点	4点	1点
きらら397	13点	8点	5点			
ハナエチゼン	9点	4点	5点	6点	5点	1点
ミルキクィーン	8点	4点	4点	5点	4点	1点
ササニシキ	8点	4点	4点			
ほしのゆめ	7点	3点	4点			
ハツシモ	6点	5点	1点			
ななつぼし	5点	2点	3点			
こしいぶき	4点	4点	0点			
つがるロマン	2点	1点	1点			
日本晴	1点	1点	0点			
夢つくし	1点	1点	0点			
計	593点	454点	139点	550点	473点	77点
(実販売者数)	(593社)	(454社)	(139社)	(550社)	(473社)	(77社)

2 遡及調査の実施状況

DNA品種判別調査により異品種混入が疑われる商品に対しては、表示責任者が広域業者の場合にあっては国が、県域業者の場合にあっては都道府県が主体となって原因究明のための遡及調査を実施したところである。

その結果、表示責任を有する100社【16年度：53社】に不十分な工程管理等の異品種混入につながる原因があったことが判明した。また、23社【16年度：7社】は善良な品質管理が行われており、異品種混入の原因を明確にするには至らなかった。(表19)

なお、異品種混入の原因が判明した100社については、口頭又は文書による指導が行われたものの、JAS法に基づく命令【16年度：1社】又は指示【16年度：2社】に至った事業者はいなかった。

表19 遡及調査の実施状況

	17年度				16年度			
	調査業者数	指導者等	販売業者等においては善良な管理が行われていたと判断されるもの	調査中	調査業者数	指導者等	販売業者等においては善良な管理が行われていたと判断されるもの	調査中
		販売者等に発生原因があるもの				販売者等に発生原因があるもの		
広域業者	10	5	3	2	3	2	1	0
県域業者	129	95	20	14	74	51	6	17
合計	139	100	23	16	77	53	7	17